

**広島県県営住宅壁面への屋外広告物設置事業者の
募集要領
(申込み先着順受付物件)**

広島県土木建築局住宅課

目 次

1	申込みの受付及び問い合わせ先	1
2	申込みの方法等	1
3	申込み資格	1
4	募集概要	2
	(1) 事業の名称	
	(2) 事業の目的	
	(3) 貸付する県営住宅壁面の概要	
	(4) 募集の仕様	
	(5) 貸付期間	
	(6) 契約の方法等	
	(7) 募集価格（年額）	
	(8) 費用の負担	
5	契約手続	2
6	貸付料の支払方法	3
7	その他の留意事項	3

広島県県営住宅壁面への屋外広告物設置事業者の募集要領(申込み先着順)

広島県では、次のとおり広島県県営住宅壁面への屋外広告物の設置事業者を募集します。
この要領に基づき、屋外広告物の設置を希望される法人を対象に、屋外広告物設置事業者を募集します。申込みを希望される方は、この要領のほか、広島県県営住宅壁面への屋外広告物設置事業者募集に係る仕様書、広島県県営住宅壁面への屋外広告物設置事業に係る契約書（案）及び関係法令等を御承知の上、お申し込みください。

1 申込みの受付及び問い合わせ先

- (1) 申込みの受付期間、受付場所及び問い合わせ先は、次のとおりです。

ア 受付期間 : 令和8年3月31日まで (ただし、土・日曜日、休日、祝日を除く。) 午前8時30分～午後5時15分(ただし、正午～午後1時を除く)
イ 受付場所及び問い合わせ先 : 広島市中区基町10番52号 広島県土木建築局住宅課住宅調整グループ(広島県庁舎北館) TEL : 082-513-4178 (ダイヤルイン)

- (2) 郵送の場合の送付先は、次のとおりです。(簡易書留の方法に限ります。)

[送付先]〒730-8511 広島市中区基町10番52号
広島県土木建築局住宅課住宅調整グループ

※ なお、申込みが同時に行われたと認められる場合は、当課職員の抽選により申込順を決定することとします。

2 申込みの方法

様式集の(様式第1)の「申込資格確認申請書」に必要事項を記入・押印し、様式に記載の書類を添付の上、持参又は郵送により申し込んでください。

【添付書類】

- (ア) 商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)
 - (イ) 印鑑証明書
 - (ウ) 納税証明書(広島県税及び特別法人事業税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書)
- ※(ア)、(イ)、(ウ)については、申請書類の提出日から3か月以内に発行された原本とします。
※電話、ファックス及び電子メールによる申込みはできません。

3 申込み資格

次の要件をすべて満たす法人に限り、申し込むことができます。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 次のいずれかの要件を満たす者であること。
 - ア 令和4～6年物品・委託役務競争入札参加資格者名簿において「56A広告・広報」の資格を認定されている者で、過去2年間に広告代理業務の実績を有する者
 - イ 広島市屋外広告業登録業者であり、過去2年間に屋外広告業務の実績を有する者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当しない者であること。
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (5) 広島県内に本社、支社、営業所等を有する者であること。
- (6) 広島県広告取扱要綱及び広島県広告取扱基準に違反しない者であること。

4 募集概要

- (1) 事業の名称
広島県県営住宅壁面への屋外広告物設置事業
- (2) 事業の目的
県有資産を有効活用することにより、新たな歳入を確保するとともに、地域経済の活性化を図ります。

- (3) 貸付する県営住宅壁面の概要

物件番号	貸付場所	所在地	詳細
1	県営宇品住宅6号棟	広島市南区宇品東一丁目3-14	資料2 募集に係る仕様書 媒体資料による

- (4) 募集の仕様
資料2 広島県県営住宅壁面への屋外広告物設置事業者の募集に係る仕様書のとおりです。
- (5) 貸付期間
貸付期間については、終期を令和10年3月31日までとし、始期については、広島県と契約者との協議の上、令和7年4月1日以降の月の初日を屋外広告物設置事業の開始日として、決定することとします。

※貸付期間中における広告内容の変更はできます。

- (6) 契約の方法等

- ア 屋外広告物を設置するための県有財産の賃貸借です。
- イ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第328条の5第4項の規定（同項を準用する場合を含む。）に基づき、広島県において公用又は公共用に供する必要があるときは、契約を解除することがあります。
- ウ その他、設置事業者が広島県の定める貸付条件等に違反したときは、契約を解除することがあります。

- (7) 募集価格（年額）

掲載期間中の貸付料（広告掲載料）の年額は、次のとおりとします。

貸付場所	募集価格（年額）
県営宇品住宅6号棟	69,000円以上

※募集価格には、消費税及び地方消費税相当額を含みます。

- (8) 費用の負担

- ア 屋外広告物の設置及び撤去に要する工事費、移転費、屋外広告物等表示・設置許可申請手数料等その他必要とされる一切の費用は設置事業者の負担とします。
- イ 設置事業者は、自らの負担において、広告物設置と同時に当該広告物について、生産物賠償責任保険に加入するものとします。

5 契約手続

- (1) 契約の締結等

- ア 申込者は、「広島県県営住宅壁面への屋外広告物設置に係る契約書（案）」に基づき県と賃貸借契約を締結していただきます。
- (イ) 契約は、「申込者」名義で締結することとなります。
- (イ) 契約に先立ち、様式集の財産借受願（様式第2）を広島県に提出してください。
- (ウ) 契約の締結に係る一切の費用（印紙代等）は、落札者の負担となります。
- (エ) 契約にあたっては、連帯保証人を立ててください。契約締結の際、必要書類を提出することとなります。
- イ 契約書を作成し、各自その1通を保有するものとします。

- (2) 連帯保証人

- ア 広島県公有財産管理規則（昭和39年規則第31号）第32条（同条を準用する場合を含む。）

の規定により連帯保証人を立ててください。

イ 契約の締結の際、連帯保証人の登記簿謄本「原本」（現に効力を有する部分（個人の場合は住民票記載事項証明書））、印鑑証明書等（印鑑証明書又は印鑑登録証明書）、納税証明書（契約締結前3か月以内に発行された広島県税及び地方法人特別税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書、固定資産税を納付していることがわかる証明書）、企業概要の資料等、必要書類を提出してください。

ウ 連帯保証人が個人である場合、民法第465条の2第2項の極度額は、契約締結時の年額の貸付料相当額とします。

エ 連帯保証人が個人である場合、民法第465条の10第1項に基づき、申込者は、連帯保証人に対して、この契約の締結に先立ち、次の項目について、真実かつ正確な情報の提供を行ってください。

(ア) 財産及び収支の状況

(イ) 申込者が契約締結後に広島県に対して負担する一切の債務（以下「主債務」という。）以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況

(ロ) 主債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容

6 貸付料の支払方法

(1) 貸付料は、広島県が発行する納入通知書により、毎年4月30日までに、金融機関窓口から、その年度の属する貸付料（1年間分の貸付料）を納付しなければなりません。ただし、当該年度の納入期限前までに賃貸借期間が終了（解除を含む。）した場合は、広島県の指定する日までに支払うものとします。

なお、契約を締結した年度の貸付料については、広島県が指定した日までに納付しなければなりません。

(2) 契約締結後、貸付料の支払が指定期日までに行われなかった場合には、延滞料の支払を申し受けるとともに、契約を解除することがありますので、御注意ください。

(3) 貸付料を指定期日までに支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、年14.5%（ただし、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における延滞金特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とする。）の割合で算定した延滞料を加算して広島県に支払っていただきます。

(4) 納付済みの貸付料は返還しません。ただし、広島県が必要と認めた場合は、既に納付された貸付料の全額又は一部を返還する場合があります。

7 その他の留意事項

(1) 「屋外広告物設置」事業関連規定の遵守

広島県と本件「広島県県営住宅壁面への屋外広告物設置に係る契約書(案)」を締結した申込者（以下「設置事業者」という。）は、本要領のほか、広島県県営住宅壁面への屋外広告物設置事業者の募集に係る仕様書及び広島県県営住宅壁面への屋外広告物設置に係る契約書（案）に定める事項について遵守しなければなりません。

(2) 設置方法等

設置事業者は、屋外広告物の設置に当たっては、様式集の「県営住宅壁面への屋外広告物設置に係る承認申請書（様式第3）」に屋外広告物の設置内容（具体的な仕様、構造計算を行ってください）を記載の上、広島県に提出し、承認を得る必要があります。また、承認を得た設置方法の全部又は一部を変更する場合も同様の手続きとなります。

(3) 屋外広告物設置等に係る経費

広告の設置、撤去、維持管理及び原状回復に要する経費は、設置事業者の負担とします。

(4) 屋外広告物設置に係る工事の承認

設置事業者は、屋外広告物設置に係る工事については、様式集の「県営住宅壁面への屋外広告物設置に係る工事承認申請書（様式第4）」に工事内容を記載の上、広島県に提出し、承認を得る必要があります。

(5) 広告掲載承認

設置事業者は、広告の掲載に当たっては、広告掲載承認申請書（様式第5）に広告の原稿を添えて県に提出し、承認を得る必要があります。また、承認を得た広告の内容の全部又は一部を変更する場合も同様の手続きとなります。

(6) 設置広告の取下げ

設置事業者は、自己の都合により広告掲載を取り下げることができますが、その際は、様式集の広告掲載中止申出書（様式第6）を提出して県の承諾を得るものとします。

なお、広告掲載の取下げ、契約期間の満了等、広告掲載面を県に返還する場合は、様式集の借受財産返還書（様式第7）を提出して県の承諾を得るものとします。

(7) 貸付料の返還

納付済みの貸付料は、原則として返還しません。

ただし、広島県が必要と認めた場合は、既に納付された貸付料の全部又は一部を返還する場合があります。

(8) 設置事業者の責任

ア 設置事業者は、広告設置に関するすべての事項について一切の責任を負うものとします。

イ 広告設置に関して第三者に損害を与えた場合は、広告設置者の責任及び負担において解決するものとします。